

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 マイナンバーカード健康保険証の利用で医療を受ける権利は保障されるのか（60分）</p> <p>昨年の12月議会で私は、「マイナンバーカードを健康保険証にする」とどんなことがおきるのか」と題して一般質問をおこないました。しかし、時間が足りず十分に質問できませんでした。</p> <p>今回、続編として改めて質問を構成して一般質問を行います。</p> <p>前回の一般質問以降、健康保険証をめぐるのは、世に「場当たり的」と評される動きが続いています。昨年10月13日に河野太郎デジタル大臣が記者会見で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を前倒しするために「2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」と表明して、「取得は任意」と関連法で定められたマイナンバーカードを、紙の健康保険証を廃止することで、事実上「取得強制」となる発言をして以来、「乳幼児の顔認証不要」説、「マイナンバーカード不取得者には資格証書発行」説、最近の「資格確認証発行」説など政府関係者からの様々な発言が繰り返されてきました。一体どのような着地点に落ち着くのか、ますます曖昧模糊となり、現場の担当者を悩ませているものと思います。</p> <p>政府の推進者の思惑はともかく、被保険者・市民の医療を受ける権利を完全に守る立場から以下質問いたします。</p> <p>(1) 質問の前提にマイナンバーカードとマイナポータルに関してお聞きします。</p> <p>ア マイナンバーカードとマイナポータルで個人情報はどうやって守られるのか。</p> <p>イ デジタル庁が管理するマイナポータルの利用規約が改定されたがその理由は。</p> <p>(2) 本市でのマイナンバーカード取得状況について、前回の回答時から進展があればお願いします。</p> <p>ア 全体の取得率は。</p> <p>イ 取得率のここ数年の推移は。</p> <p>ウ 乳幼児から小・中学生、10代、20代など年代別の取得率は。</p> <p>(3) 取得率に関する方針について</p> <p>ア 取得率は、現場での創意・工夫の割には伸びが緩やかだが、この状況をどうとらえていますか。</p> <p>イ 取得率を全自治体で順位を争わせ、地方交付税の配分に差をつける方針が示されていますが本当でしょうか。</p> <p>(4) 本市でマイナンバーカードを健康保険証として使うための登録をした人数についてお聞きしましたが「令和4年11月17日現在、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう申込みをした人は、全国で2,780万5,264人、マイナンバーカード取得者の41.9%となっています。</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>なお、この事業は国の事業であるため、鶴ヶ島市の具体的な数値は把握できていません。」との答弁でした。</p> <p>市がこの状況を把握できないで、運用に支障は起きないのでしょうか。具体的にお答えください</p> <p>(5) 昨年10月からマイナンバーカードを健康保険証とする本格運用がなされていると思います。その状況把握についてお聞きしましたが、答弁は、「マイナンバーカードを健康保険証として利用することができる市内の医療機関、薬局の数は、厚生労働省のホームページによると令和4年11月20日現在、医療機関が19件、薬局が21件です。」とのことでした。</p> <p>厚労省データでしか市としては把握できないのでしょうか。直接把握することは必要ないのでしょうか。</p> <p>(6) 本年4月からのシステム導入に関する医療機関や薬局の動向把握についてお聞きしました。</p> <p>それに関する答弁では「国は、令和5年4月から、全ての医療機関、薬局においてマイナンバーカードを健康保険証として利用できるように推進しています。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、医療機関、薬局がマイナンバーカードを読み取る機器を導入する必要があります。市内の医療機関、薬局の今後の導入予定は把握しておりません。」とのことでした。</p> <p>マイナンバーカードを被保険者が健康保険証として登録することで、あとは勝手に医療機関や薬局を利用するように、ということでしょうか。</p> <p>(7) 「本市の国民健康保険運営に関して、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに切り替えた場合、どのような状況が予想され、どう対応するか検討していますか。」と前回質問しました。</p> <p>この質問に関しては、紙の保険証の発行・更新が不要となり「業務の軽減と経費の削減が期待できます。また、市内転居による住所の変更に伴う被保険者証の差し替え手続も不要となります。」との答弁でした。</p> <p>これは、紙の保険証が廃止されることを前提としているようですが、その後の経過から「紙の保険証（資格確認証）」とマイナンバーカード保険証が併用されることになりそうです。その場合の効果はどうなりますか。</p>	